

電気料金メニュー定義書

【東部ガスでんきシンプル】

秋田・福島地区

2024年4月1日実施

東部瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	3
2	定義.....	3
3	適用条件	4
4	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	4
5	契約電流	4
6	電気料金	5
7	適用期間	6
8	契約電流の変更または電気料金メニューの変更.....	6
9	東部ガスでんきシンプルな定義書の変更および廃止.....	7
	付則.....	8
	別表.....	9
1	燃料費調整.....	10
2	離島ユニバーサルサービス調整.....	11

電気料金メニュー定義書【東部ガスでんきシンプル】（以下「東部ガスでんきシンプルの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、東部ガスでんきシンプルの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

東部ガスでんきシンプルの定義書は、2024年4月1日より実施します。

2 定義

次の言葉は、東部ガスでんきシンプルの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、東部ガスでんきシンプルの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29

日までの期間とします。)をいいます。

3 適用条件

東部ガスでんきシンプルの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「東部ガスでんきシンプル」といいます。）は次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 電灯または小型機器をご使用であること
- (2) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト

もしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。また、①の場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。
 - ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則と

して、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流10アンペア	314.60 円
契約電流15アンペア	499.40 円
契約電流20アンペア	684.20 円
契約電流30アンペア	1,053.80 円
契約電流40アンペア	1,423.40 円
契約電流50アンペア	1,793.00 円
契約電流60アンペア	2,162.60 円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	29.62円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36.37円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.32円

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	303.95円
---------	---------

(4) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となる場合は、その1か月の料金は、電気需給約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7 適用期間

- (1) 東部ガスでんきシンプルの適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日とします。
- (2) 東部ガスでんきシンプルの適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する3月の末日までとなります。
- (3) 満了に先立ち電気需給約款29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、東部ガスでんきシンプルの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する3月の末日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 適用期間満了前の供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 本約款等の需給契約の継続後は、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載した契約締結後の書面交付に代えて、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

8 契約電流の変更または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは

変更した日以降1年満たないで電気の契約を廃止しようとしたり、契約電流を減少させることはできません。

- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 東部ガスでんきシンプルな定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、東部ガスでんきシンプルな定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、東部ガスでんきシンプルな定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 東部ガスでんきシンプルな定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1. 東部ガスでんきシンプルの定義書に定める電気料金の算定開始日

当社は、電気料金メニュー定義書【東部ガスでんきシンプル】に定める電気料金の算定開始日は、2024年4月1日からとします。

2. 東部ガスでんきシンプルの定義書の実施にともなう切替措置

この実施要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款17（電気料金の計算）および標準約款18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式に準じて日割計算をいたします。

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

1. 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

第1段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間等の日数

なお、第1 段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間等の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2. 標準約款17（電気料金の計算）（2）③に該当する場合は、1 の日割計算対象日数÷検針期間等の日数は、日割計算対象日数÷暦日数といたします。
3. 1 に規定する日割計算後の第1 段階料金適用電力量および第2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。
4. 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の1 および2 の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

- (1) 検針期間等の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

(2) 暦日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間等

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。1キロワット時につき	0.197円
---	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五

入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって計算された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times ((2)\text{の離島基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times ((2)\text{の離島基準単価} \div 1,000)$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times ((2)\text{の離島基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間等

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。1キロワット時につき	0.001円
---	--------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を掲載します。